

改正

平成27年2月23日議会基準

平成27年10月1日議会基準

平成28年4月1日議会基準

福生市議会の議長交際費支出基準（平成13年4月1日決定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この基準は、福生市議会（以下「市議会」という。）の円滑な運営を図るため、福生市議会議長（以下「議長」という。）等が市議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）について、その支出内容、支出金額その他必要な事項を定めるとともに、議長交際費に係る公表基準を定めることにより、適正な事務執行及び透明性の確保に資することを目的とする。

（議長交際費の支出）

第2条 議長交際費については、市議会の運営上必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められる場合に支出する。

（議長交際費の支出者の範囲）

第3条 議長交際費は、議長が支出する。ただし、議長以外の市議会議員（以下「議員」という。）について、議長が特に支出が必要と認める場合には、この限りでない。

（議長交際費の種別等）

第4条 議長交際費の種別及び内容は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	内容
祝金	各種総会、大会、式典、行事等の慶事に係る経費
会費	会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費
弔慰金	市行政及び市議会関係者等並びにその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
見舞金	市行政関係者等の病気等療養の入院の見舞いに係る経費
接待費	来客を応接するための飲食、区市町村等、友好都市等への訪問の際の土産及び国内外からの訪問の際の物品の購入に係る経費
賛助金	各種団体等の活動で趣旨賛同に係る経費
協賛金	各種大会等の開催の協賛で、大会等の記念品等に係る経費
その他	上記に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費

2 前項に規定する議長交際費の種別ごとの支出の区分及び金額は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定は、政党、宗教団体及び出資団体の事業については、適用しない。

（議長交際費の公表等）

第5条 議長交際費は、その支出状況を公表するものとする。

2 前項の規定による支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 種別
- (3) 支出内容
- (4) 金額

3 議長交際費の公表方法は、毎月、市ホームページに掲載するとともに、市の情報スペースにおいて閲覧に供するものとする。

4 議長交際費の公表に係る支出内容に含まれる個人情報の取扱いについては、福生市個人情報保護条例（平成6年条例第41号）の規定の例によるものとする。

（議長交際費の見直し）

第6条 議長交際費の支出内容及び金額については、社会状況の変化等を十分に考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、定期的に見直しを行うものとする。

（議長交際費支出伺票）

第7条 議長交際費を支出しようとする場合は、議長交際費支出伺票（別記様式）により、議長の決裁を受けなければならない。

(議長交際費の管理)

第8条 議長交際費は、1月分を前渡金として支出できるものとし、議会事務局次長は、議長金銭出納簿を作成し、適正に管理しなければならない。

(議長交際費の精算)

第9条 議会事務局次長は、前条の前渡金について、1月分ごとに第7条の議長交際費支出伺票を添付し、精算しなければならない。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月23日議会基準)

この基準は、平成27年2月23日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日議会基準)

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日議会基準)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

種別	支出の区分及び金額				備考
祝金	金額は、その都度決定する。				社会通念上妥当と認められる額の範囲内とする。
会費	会費相当額				会費に係る実費相当額。ただし、会費の指定のない場合は、内容、会場等を考慮するとともに、近隣自治体との均衡を図るものとする。
弔慰金	議員	現職	本人	香典、供花等 金額は、その都度決定する。	
			家族	香典 5,000円 供花等 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
	市長	現職	本人	香典 10,000円 供花等 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
			家族	香典 10,000円 供花等 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	

	元職	本人	香典 供花等	10,000円 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
副市長（助役）及び教育長	現職	本人	香典、供花等 金額は、その都度決定する。		
		家族	香典 供花等	5,000円 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。
	元職	本人	香典 供花等	10,000円 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
収入役	元職	本人	香典 供花等	10,000円 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
行政委員会委員（議員選出の監査委員を除く。）	現職	本人	香典	10,000円	
		家族	香典	5,000円	家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。
自治功労者		本人	香典 供花等	10,000円 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
市職員		本人	香典	10,000円	
各種委員会委員等	別に定める。				
近隣市町村の議長	現職	本人	香典 供花等	10,000円 原則として、15,000円とし、20,000円を限度とする。	
		家族	香典	5,000円	家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。

	近隣の市町村 村長	現職	本人	香典	10,000円	
	近隣市町村 の副市長	現職	本人	香典	10,000円	
	福生市を選 挙区とし、 かつ、市内 に在住する 国会議員及 び都議会議員	現職	本人	香典 供花等	10,000円 原則とし て、15,000 円とし、 20,000円を 限度とす る。	
			家族	香典	5,000円	家族は、配偶者及び実父 母並びに同居の養父母、 義父母及び実子とする。
	四五都市連 絡協議会構 成市長・議 長	現職	本人	香典	10,000円	
	その他	弔慰金の支出対 象者と同等の弔 意を表す必要の ある者で議長が 認めるもの		金額等は、その都度決 定する。		
見舞金	市長、副市長、教育長、行政委員会委員及び自治功労 者				15日以上入院したときと する。 10,000円	
接待費	実費相当額				会食等に対する支出は、 社会通念上妥当と認めら れる額の範囲内とする。	
賛助金	金額は、その都度決定する。				1 支出は、1団体年1 回を原則とする。 2 市から補助金等を受 けている団体には、支 出しないものとする。	
協賛金	原則として、5,000円を限度とする。				1 支出は、1団体年1 回を原則とする。 2 市から補助金等を受 けている団体には、支 出しないものとする。	